

第二管区海上保安本部公示第1号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和5年1月23日

第二管区海上保安本部長

宮本伸二（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

秋田県船川港湾事務所

秋田県男鹿市船川港船川字外ヶ沢134

2 水路測量を実施する区域及び期間

イ 区域 船川港（付図に示すとおり）

ロ 期間 令和5年1月30日から

令和5年3月24日までの内40日間

3 水路測量の実施方法

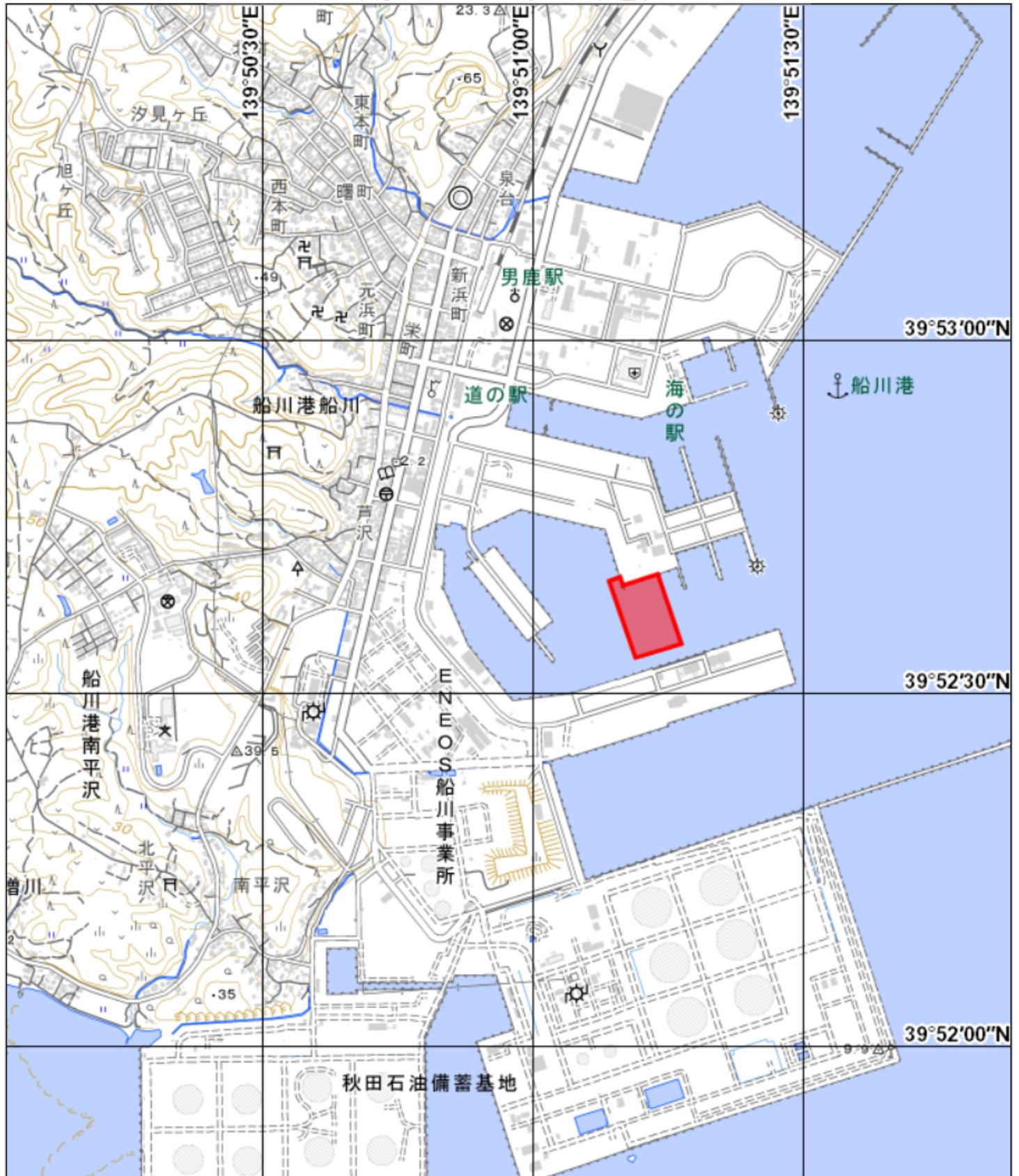
GPSによる測位及び音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

イ 測量船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚

ロ 二管区水路通報第4号（令和5年1月27日発行）により周知

# 調査区域 (船川港)



経緯度線